

生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について

生活扶助基準の見直しの影響を受ける国の制度

(①)できる限り影響が及ばないよう対応するもの)

◎:対象者や補助額が実態として変わらないもの
 △:国が必要な予算は確保しているが、自治体の裁量によって影響が生じうるもの

項目	生活保護基準との関係	平成25年度の対応	国庫補助率
厚生労働省			
保育所の保育料の免除に係る階層区分	<p>保育所の徴収金(保育料)基準額表の階層区分として、生活保護受給世帯等(第1階層)、市町村民税非課税世帯(第2階層)、市町村民税課税かつ所得税非課税の世帯(第3階層)、所得税課税世帯(第4～8階層)を採用。</p> <p>徴収金(保育料)基準額:第1階層 負担なし ⇒ 第2階層 9,000円(6,000円) ⇒ 第3階層 19,500円(16,500円) 第4階層～第8階層 30,000円(27,000円)～104,000円(101,000円)</p> <p>※3歳未満児の場合、()内は3歳以上児の場合</p>	<p>第2階層の者については、特に困窮していると市町村長が認めた世帯については、無料とすることが可能となっている。</p>	<p>1/2</p>
児童保護費等負担金等	<p>児童入所施設措置費、保育所運営費、障害児施設措置費等について</p> <p>○「一般生活費」、「日用品費」及び「児童用採暖費」の改定については、生活保護の「改定率」に準拠し、改定前の額を増減させている。</p> <p>○「期末一時扶助費」、「入進学支度金」、「葬祭料」及び「分娩介助料」については、生活保護の単価の改定に準じて改定している。</p> <p>※単価は毎年度の予算において決定。</p>	<p>○「一般生活費」、「日用品費」、「児童用採暖費」及び「期末一時扶助費」については、これまで準拠していた「標準世帯」の設定が行われなくなったことなどを踏まえ、据え置く。</p> <p>○「入進学支度金」、「葬祭料」及び「分娩介助料」については、これまでと同様。</p> <p>※今後の改定の在り方については、速やかに検討を行い、その結果を踏まえ対応する。</p>	<p>1/2</p> <p>切り離し</p>

<p>小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業</p>	<p>日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾患児に対し、日常生活の便宜を図ることを目的として、特殊寝台等の日常生活用具を給付するもの。</p> <p>自己負担限度額の階層区分として、生活保護受給世帯等(A階層)、市町村民税非課税世帯(B階層)、所得税非課税かつ市町村民税課税の世帯(C1・C2階層)、所得税課税世帯(D1～D19階層)を採用。生活保護受給世帯等は負担なし。</p> <p>【負担額】 生活保護世帯等:0円 →市町村民税非課税世帯:1100円 →所得税非課税世帯(所得割の額のない世帯):2250円 →所得税非課税世帯(所得割の額のある世帯):2900円</p>	<p>生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、保育所の保育料の免除に係る措置同様、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市町村が認めた世帯についても、自己負担を無料とする取扱いができるようにする。</p>	<p>1/2</p>
<p>養育医療給付事業</p>	<p>未熟児の養育に必要な医療について、医療保険の自己負担分の全部又は一部を補助するもの。</p> <p>自己負担限度額の階層区分として、生活保護受給世帯等(A階層)、市町村民税非課税世帯(B階層)、所得税非課税かつ市町村民税課税の世帯(C1・C2階層)、所得税課税世帯(D1～D14階層)を採用。生活保護受給世帯等は負担なし。</p> <p>【負担額】 生活保護世帯等:0円 →市町村民税非課税世帯:2600円 →所得税非課税世帯(所得割の額のない世帯):5400円 →所得税非課税世帯(所得割の額のある世帯):7900円</p>	<p>生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、保育所の保育料の免除に係る措置同様、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市町村が認めた世帯についても、自己負担を無料とする取扱いができるようにする。</p>	<p>1/2</p>
<p>結核児童療育給付事業</p>	<p>特に長期の療養を必要とする結核児童を病院に入院させ、適切な医療等の給付を行うもの。</p> <p>自己負担限度額の階層区分として、生活保護受給世帯等(A階層)、市町村民税非課税世帯(B階層)、所得税非課税かつ市町村民税課税の世帯(C1・C2階層)、所得税課税世帯(D1～D19階層)を採用。生活保護受給世帯等は負担なし。</p> <p>【負担額】 生活保護世帯等:0円 →市町村民税非課税世帯:2200円 →所得税非課税世帯(所得割の額のない世帯):4500円 →所得税非課税世帯(所得割の額のある世帯):5800円</p>	<p>生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、保育所の保育料の免除に係る措置同様、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると都道府県等が認めた世帯についても、自己負担を無料とする取扱いができるようにする。</p>	<p>1/2</p>

<p>病児・病後児保育の利用料の免除</p>	<p>利用料については各市町村等において定めることとしているが、生活保護法による被保護者世帯や、市区町村民税非課税世帯が利用した場合には、利用人員に応じ、市町村へ補助を行っている。</p> <p>(参考) 低所得者減加分加算 ・生活保護法による被保護者世帯 5,000円×年間延利用人員 ・市区町村民税非課税世帯 2,500円×年間延利用人員</p>	<p>生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、保育所の保育料の免除に係る措置に準じて、市町村民税非課税世帯のうち、特に困窮している市町村が認められた世帯の利用に係る加算額について、被保護世帯と同額とするようにする。</p>	<p>1/2</p>
<p>児童入所施設措置の徴収金</p>	<p>児童入所施設への入所又は委託に要する費用等を支弁した都道府県又は市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができるもの。</p> <p>児童入所施設の徴収金基準額表の階層区分として、生活保護受給世帯等(A階層)、市町村民税非課税世帯(B階層)、市町村民税課税かつ所得税非課税の世帯(C階層)、所得税課税世帯(D階層)と設定。</p> <p>徴収金基準額: A階層 負担なし ⇒ B階層 2,200円(1,100円) ⇒ C階層 所得に応じて4,500円(2,200円)～6,600円(3,300円) D階層 所得に応じて9,000円(4,500円)～全額徴収</p> <p>※入所施設の場合、()内は母子生活支援施設、自立援助ホームの場合、情緒障害児短期治療施設等の通所利用の場合</p> <p>※ただし、B階層となった場合であっても、扶養義務者のいない世帯、母子世帯等又は障害児(者)がいる世帯の場合の負担はゼロとする。また、それ以外のB階層の世帯についても、特に困窮していると都道府県又は市町村の長が認められた世帯については、無料とすることが可能となっている。(助産施設を除く)</p>	<p>B階層の世帯については、扶養義務者のいない世帯、母子世帯等又は在宅障害児(者)がいる世帯については、無料となっている。それ以外のB階層の世帯についても、特に困窮していると都道府県又は市町村の長が認められた世帯については、無料とすることが可能となっている。</p> <p>※助産施設の費用負担については、B階層以上であれば、医療保険から支払われる出産育児一時金で賄うことができるため、実質的な負担増にはならず、ただちに対応が必要なものではない。</p>	<p>1/2</p>

<p>障害児入所支 援の措置</p>	<p>障害児に対して契約によらずに行政処分として障害児入所支援を提供した場合の負担基準月額額の段階区分として、生活保護受給世帯等、市町村民税非課税世帯、市町村民税課税世帯等を採用。生活保護受給世帯等は負担なし。</p> <p>徴収金基準月額：A階層（生活保護受給世帯等）負担なし ⇒ B階層（市町村民税非課税世帯）2,200円 ⇒ C階層（市町村民税非課税世帯かつ所得税課税世帯）4,500円～6,600円 ⇒ D階層（所得税課税世帯）所得に応じて9,000円～全額徴収</p> <p>ただし、B階層となった場合であっても、扶養義務者のいない世帯、母子世帯等又は障害児（者）がいる世帯の場合の負担はゼロとする。また、それ以外の世帯でB階層となった場合であっても、都道府県の長の判断で、負担をゼロにすることが可能</p>	<p>B階層の世帯については、扶養義務者のいない世帯、母子世帯等又は在宅障害児（者）がいる世帯については、無料となっている。それ以外のB階層の世帯についても、特に困窮していると都道府県の長が認めたと世帯については、無料とすることが可能となっている。</p>
------------------------	---	--

<p>国民健康保険・後期高齢者医療制度における一部負担金の減免に対する財政支援</p>	<p>国民健康保険・後期高齢者医療制度において、保険者は、一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対して、一部負担金の減免を行うことができることとされており、以下の基準に該当する減免については、減免に要した費用の2分の1を国が財政支援することとしている。 【国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第6条第3号、後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第6条第2号】</p> <p><基準> 災害により資産に重大な損害を受けたことや、事業・業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したこと等により、以下のいずれにも該当することとなる世帯に対し、一部負担金の減免を行うこと。 ・世帯の収入が生活保護法の生活扶助・教育扶助・住宅扶助についての生活保護基準額以下であること ・世帯の預貯金が生活保護基準額の3ヶ月分に相当する額以下であること ※国民健康保険においては、上記基準に加え、入院療養を受ける被保険者に対する療養の給付に係る一部負担金の減免であることが必要。</p>	<p>本措置は、災害等により一時的に収入が減少した国保等の被保険者に対して、保険者判断により窓口負担を減免した場合に、当該保険者に財政支援を行うもの。</p> <p>窓口負担を減免するか否かは、災害等による一時的な収入減少が発生し、減免申請があった時点で、世帯の生活困難の状況により判断されるものであり、生活保護基準の見直しにより、既に減免措置を受けている者の取扱いがただちに変わるものではない。</p>	<p>一部負担金の減免に要した費用の1/2</p>
<p>自立支援医療の負担上限額の段階区分</p>	<p>自立支援医療等も含む保険料・自己負担等(軽減後)を負担してもなお、今後の生活を継続できるか十分に配慮した上で、生活保護の停廃止を判断する取扱いとなっており、福祉事務所に対してその旨を徹底。</p>	<p>自立支援医療等に限らず、国民健康保険等(軽減後)を負担してもなお、今後の生活を継続できるか十分に配慮した上で、生活保護の停廃止を判断する取扱いとなっており、福祉事務所に対してその旨を徹底。</p>	<p>1/2</p>

学校教育法上、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、市町村は必要な援助を与えなければならないこととされている。支給対象者の範囲については、各市町村の判断。

生活保護の要保護者
生活保護の要保護者に対して学用品費等の支給を行った場合には、国が費用を補助することとされている。【就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励について
の国の援助に関する法律】

※要保護者：保護を要する状態にある者

＜準要保護者＞

市町村(教育委員会)の判断で、要保護者に準ずる程度に困難していると認める者(準要保護者)についても支給を実施している。

生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、25年度当初に要保護者として就学支援を受けていた者で、引き続き、特に困窮しているとする町村が認められた世帯については、要保護者としての国庫補助申請を認める取扱いとする。

準要保護者については、国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断して頂くよう依頼。

＜要保護者への就学援助＞

1/2

＜準要保護者への就学援助＞

※ 地方単独事業のため

特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍する幼児児童生徒の保護者に対し就学に必要な支援を行うにあたって、生活保護基準をもとに保護者の所得に応じて支弁基準(Ⅰ～Ⅲ区分)(※)を設定し、その区分ごとに保護者への支援の内容を定めている。【特別支援学校への就学奨励に関する政令】

(※)第Ⅰ区分 生活保護基準の1.5未満
第Ⅱ区分 生活保護基準の1.5倍から2.5倍
第Ⅲ区分 生活保護基準の2.5倍以上

生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、従前と同水準の支援を行える取扱いとする。

1/2

<p>幼稚園就園奨励費補助</p>	<p>子どもが幼稚園に通っている場合に、地方公共団体が行う補助に対して国庫補助(平成24年度補助単面)(※) [公立] 生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、市町村民税所得割非課税世帯(年収約270万円以下)・・・20,000円 [私立](4階層区分) I 生活保護世帯・・・226,200円 II 市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)(年収約270万円以下)・・・196,200円 III 市町村民税所得割課税額(77,100円以下)世帯・・・112,200円(年収約360万円以下) IV 市町村民税所得割課税額(211,200円以下)・・・49,800円(年収約680万円以下) (※)いずれも第1子の額</p>	<p>生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、25年度当初に第一階層(生活保護世帯)であった者で、引き続き、特に困窮していると市町村が認めた世帯については、第一階層としての国庫補助申請を認める取扱いとす。</p>	<p>1/3</p>
<p>私立高等学校等授業料等減免</p>	<p>生活保護世帯等の児童生徒に対し授業料等減免措置を行う学校法人(に対する都道府県の補助(国は都道府県に対し国庫補助(小中学生のみ)等により支援)</p>	<p>生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、25年度当初に生活保護世帯として減免を受けていた者であって、引き続き、県が特に困窮していると認める者については国庫補助申請等を認める取扱いとす。国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断して頂くよう依頼</p>	<p>1/2</p>
<p>法務省</p>			
<p>民事法律扶助の立替金の償還の免除・猶予</p>	<p>生活保護法による保護を受けている者及び生活保護による保護を受けている者に準ずる程度に生計困難である者(※)は、代理援助・書類作成援助の被援助者に対する、立替金償還免除・猶予の対象となり得る。 【総合法律支援法に基づき策定された日本司法支援センター業務方法書】 (※)申込者及びその配偶者の収入・資産で判断(例えば単身者の場合は手取り月収が127,400円以下で資産を償還に充てることのできない合理的事情があること。)</p>	<p>被援助者の中に、仮に生活扶助基準の見直しにより保護脱却となる者がいたとしても、「生活保護に準ずる程度に生計困難である者」として、引き続き立替金償還免除・猶予の対象となり得る。</p>	<p>10/10</p>

生活扶助基準の見直しの影響を受ける国の制度

(2)生活保護と同様の給付を行っており、生活保護の基準の例により給付を行うもの)

項目	生活保護基準との関係	平成25年度の対応	国庫補助率
厚生労働省			
中国残留邦人等に対する支援給付	中国残留邦人等の置かれた特別の事情にかんがみ、老後生活の安定に資するよう、収入に応じた支援給付を行うもの(老齢基礎年金の満額支給に上乘せして支払われるとともに、支給に当たっては、収入認定や資産の保有等において弾力的な取扱いをしている。)(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律)	残留邦人の置かれた特別の事情にかんがみ、生活保護と同様の給付を行っているものであり、引き続き、生活保護の基準の例により給付を実施。	3/4 生保と同じ
国立ハンセン病療養所等入所者家族生活支援費	ハンセン病療養所入所者の家族のうち、その生活の需要に不足分があった場合、生活保護の基準の例により、生活支援を行うもの。【ハンセン病問題の促進に関する法律第十九条に規定する援護に関する政令】	ハンセン病療養所入所者の家族の置かれた特別の事情にかんがみ、生活保護と同様の給付を行っているものであり、引き続き、生活保護の基準の例により給付を実施。	10/10 生保と同じ
ハンセン病療養所非入所者給与金(援護加算分)	ハンセン病療養所の非入所者の生活の安定等を図るため、非入所者の収入(非入所者給与金を除く)が生活保護基準を下回る場合に、非入所者給与金に加え、援護加算として、生活保護基準に達するまでの金額を支給するもの。援護加算は、生活保護の基準の例により行う。【ハンセン病問題の促進に関する法律第十九条に規定する援護に関する政令】	ハンセン病療養所の非入所者の置かれた特別の事情にかんがみ、生活保護と同様の給付を行っているものであり、引き続き、生活保護の基準の例により給付を実施。	10/10 生保と同じ

地方単独事業等

項目	生活保護基準との関係	平成25年度の対応	国庫補助率
文部科学省			
災害共済給付の共済掛金の一部免除	独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)の行う災害共済給付制度に関して、公立の義務教育諸学校の設置者は、児童又は生徒の保護者(要保護者又は準要保護者)から共済掛金の一部(学校の設置者の定める額)を徴収しないことができる。【独立行政法人日本スポーツ振興センター法】	国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断して頂くよう依頼。	— △

<p>高等学校等奨学金事業</p>	<p>都道府県が実施する高等学校等奨学金事業については、奨学金の貸与を受けられる者の要件として収入基準を設けており、一部の都道府県において当該収入基準に生活保護基準を参照している。</p>	<p>各都道府県における高等学校等奨学金事業の現行水準が維持されるよう、依頼。</p>	<p>—</p>
<p>大学等授業料減免等</p>	<p>生活保護基準に連動した所得基準等を各大学等の判断で設定している場合がある。</p>	<p>今回の生活保護基準の見直しにより低所得世帯に対する授業料減免の取組が後退しないよう、各大学において適切に対応してもらおうよう依頼する。</p>	<p>—</p>
<p>国土交通省</p>			
<p>公営住宅の家賃減免</p>	<p>生活保護基準に連動した家賃の減免基準を、各地方公共団体の判断で設定している場合がある。</p>	<p>平成25年2月5日の閣僚懇談会の趣旨を踏まえ、平成25年5月17日に各地方公共団体あてに情報提供を実施。</p>	<p>0</p>

(注)個人住民税の非課税限度額や非課税限度額を参照する制度については、平成25年度の影響はなく、平成26年度以降の税制改正の議論を踏まえて対応する。
(滞納処分における給料等の差押禁止額については、変更の必要があれば同様の対応。)

生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について(対応方針)

1. 個人住民税の非課税限度額等

(医療保険等の自己負担限度額の軽減など、非課税限度額を参照しているものを含む)

- 25年度は影響は無い。
- 26年度以降の税制改正において対応。
- 非課税限度額を参照しているものは、26年度以降の税制改正を踏まえて対応。

2. その他生活扶助基準の見直しに直接影響を受け得る国の制度

- ① 生活扶助基準の見直しに伴う他の制度への影響については、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう対応することを基本的考え方とする。(就学援助、保育料の免除、児童養護施設等の運営費等)
- ② ただし、生活保護と同様の給付を行っているような制度については、生活保護の基準の例により給付を行う。(中国残留邦人への給付等)

3. 地方単独事業

(例: 準要保護者に対する就学援助)

- 国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自自治体において判断して頂くよう依頼

ベトナム育成へ年金積立金を投資も 4月2日 4時56分



K10034300611_1404020521_1404020522.mp4

政府の産業競争力会議は、こと6月をめどに取りまとめる新たな成長戦略で、ベトナム育成基金を育成するため、公的年金の積立金を投資できるように運用方針を見直すことも視野に議論を加速する方針です。

政府の産業競争力会議は、こと6月をめどに新たな成長戦略を取りまとめることとしており、1日、ベトナム企業の育成策を検討している分科会を開きました。

この中で、経済産業省が独自に設けている有識者会議のメンバーは、ベトナム企業を「新たな成長分野を切り開き、雇用と技術革新を社会にもたらす経済活力のエンジン」と位置づけ、その成長を後押しする大胆な改革を求める提言案を示しました。

具体的には、▽公的年金の積立金を運用しているGPIF＝年金積立金管理運用独立行政法人の運用方針を見直し、ベトナム企業にも投資できるように新たな一定の投資枠を設けることや、▽ベトナム企業への投資を促す規制措置の拡充策などが盛り込まれています。この提言を受けて産業競争力会議は、新たな成長戦略で、公的年金の積立金の運用方針を見直すことも視野に議論を加速する方針です。

IV. ベンチャー創造の好循環の実現に向けて

米国ではアツガル、グーグル、フェイスブックなどベンチャーが急成長し、経済を牽引しており、それに続く企業も多い。特に、シリコンバレーでは、日々、自律的にベンチャーが生まれ、成長していくベンチャー創造の好循環が形成されている。

こうした動きは、一見、民間主導の発展と思われるが、その背景には、1970年代末からの米国政府の明確な政策意図による支援が貢献していると言われることが多い。

我が国でベンチャーが数多く創出され、成長するようにするためには、前章で掲げた課題を考慮した上で、政府として、ベンチャー支援の政策意図を明確に宣言し、民間と連携しつつ、ベンチャー創造の好循環の形成を進めるべきである。

ベンチャーが中心となる社会を創り、「新しいイカ」で経済を再生する。その中で、グーグル、フェイスブックのような世界規模の企業に成長するベンチャーの登場も期待する。

1. 社会を動かす大胆な制度改革の推進

ベンチャーの飛躍的成長を実現するため、社会を動かす大胆な制度改革を推進し、新たな政策手段を大胆に集中投下する。

(1) 年金基金によるベンチャー投資枠の創設

年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の運用方針の改革など、年金基金の投資ポートフォリオ変更によるリスク資金の抜本的な供給強化を図る。

(2) ベンチャーへの思い切った税制措置等

ベンチャー企業においても、利益が出始めると、法人税率の低い国への本社移転を考える会社も出てくるなどの指摘がある。創業後一定期間の税負担の軽減や、カーブアウトベンチャーを輩出する促進策等、新たなチャレンジを後押しする思い切った税制措置の検討を行う。

エンジェル投資を促進するためのエンジェル税制の抜本的な見直し(企業要件の緩和、所得控除の限度額の引き上げ 等)により、エンジェル投資を促進する。また、適格スタートアップの税務上・会計上の取扱いや、種類株に関する取扱いの検討を含め、ベンチャー投資を行う者にとっての課題となる制度を把握し、必要に応じ制度の見直しを図る。さらに、特区制度を活用し、フラッグシップシティをゼロから創り、ベンチャーの好循環の自律的形成を促す。

(経済産業省)

ベンチャー有識者会議

委員名簿

- 伊佐山 元 WIL CEO
- 孫 泰蔵 MOVIDA JAPAN(株) 代表取締役
- 富山 和彦 (株) 経営共創基盤 代表取締役
- 南場 智子 (株) ティー・エヌ・エー 取締役 コアウンダー
- 長谷川 博和 早稲田大学ビジネススクール 教授
- 堀 義人 グロービス経営大学院 学長
- 御立 尚資 ホストコンサルティンググループ 日本代表
- 矢島 里佳 (株) 和える 代表取締役

産業競争力会議 議員名簿

平成 25 年 10 月 18 日現在

議員 長	安倍 晋三	内閣総理大臣
議長代理	麻生 太郎	副総理
副議長 長	甘利 明	経済再生担当大臣 兼 内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)
同	菅 義偉	内閣官房長官
同	茂木 敏充	経済産業大臣
議員	山本 一太	内閣府特命担当大臣 (科学技術政策)
同	稲田 朋美	内閣府特命担当大臣 (規制改革)
同	秋山 咲恵	株式会社「コ-ポ」の代表取締役社長
同	岡 素之	住友商事株式会社 相談役
同	榊原 定征	東レ株式会社代表取締役 取締役会長
同	坂根 正弘	コ-ソック相談役
同	竹中 平蔵	慶應義塾大学総合政策学部教授
同	新浪 剛史	株式会社「ソック」代表取締役社長 CEO
同	橋本 和仁	東京大学大学院工学系研究科教授
同	長谷川剛史	武田薬品工業株式会社代表取締役社長
同	増田 寛也	東京大学公共政策大学院客員教授
同	三木谷浩史	楽天株式会社代表取締役会長兼社長

産業競争力会議分科会に参画する民間議員について

平成 25 年 9 月 2 日

日本経済再生総合事務局

「産業競争力会議分科会の開催について（平成 25 年 9 月 2 日産業競争力会議議長決定）」に基づき産業競争力会議分科会に参画する民間議員メンバー案については、下記のとおり。

分科会	主査	民間議員 担当
	雇用・人材分科会	長谷川議員、梅原議員、佐藤議員、竹中議員
農業分科会	新浪議員	秋山議員、佐藤議員
医療・介護等分科会	佐藤議員	新浪議員、長谷川議員
エヌエルピー コーポレーション 分科会	新陳代謝	坂根議員
	科学技術	梅原議員
	IT	三木谷議員
	エナルピー	坂根議員
	立地競争力等	竹中議員
	国際展開戦略等	秋山議員

※ 規制改革会議との連携を踏まえ、規制改革会議議長を兼任する同議員は随時必要な分科会に参加。

第Ⅱ部 年金積立金運用のあり方について

1 運用利回りの示し方等について

- 年金積立金の運用は、年金財政の安定化を目的としており、適合性原則等から、運用利回りについては、従前通り、名目賃金上昇率 α で設定する。
- 名目値による運用利回りがひとり歩きして運用目標に関する議論が混乱したとの意見があり、運用目標としては、名目賃金上昇率を上回る運用利回り (α) のみを数値で設定(名目賃金上昇率は数値を示さない)するよう運用利回りの示し方を変更する。
- 長期金利を基準として運用利回りをとらえる考え方については、従来から運用利回り算定(長期金利+分散投資効果)の際利用してきたが、経済見通しを踏まえた運用利回りの算定という要請から、今後とも維持する。
- 拠出者代表を含む年金部会での「国内債券並みのリスクの維持」等の意見に鑑みれば、長期金利に、分散投資により得られる超過収益(分散投資効果)を加える現行の算定方式を維持すべき。なお、収益最大化の努力が年金財政の強化に貢献するとの考え方に立てば、確たる根拠のある場合には、より高い収益を求めアクティブ運用を認めるといった既存の方針を維持するとともに、そのためのたゆまぬ検討を明示的に求める。
- 分散投資効果については、運用利回りについては名目賃金上昇率を基準として示す方式と整合的に、賃金上昇率を基準としてリターン、リスク等を算定し、算出する方式に変更する。

○厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)(抄)

(運用の目的)

第七十九條の二 年金特別会計の厚生年金勘定の積立金(以下この章において「積立金」といふ。)の運用は、積立金が厚生年金保険の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたつて、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。

◎国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)(抄)

(運用の目的)

第七十五條 積立金の運用は、積立金が国民年金の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら国民年金の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたつて、国民年金事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。

(管理運用法人の目的)

第三条 年金積立金管理運用独立行政法人(以下「管理運用法人」といふ。)は、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の規定に基づき厚生労働大臣から寄託された積立金(以下「年金積立金」といふ。)の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的とする。

(役員等の注意義務)

第十一条 管理運用法人の役員及び職員は、年金積立金が厚生年金保険及び国民年金の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない。

2 理事長及び理事は、第十八条第一号に掲げる業務(以下「管理運用業務」といふ。)に関する職務の執行に際しては、委任を受けて他人のため、に資産の管理及び運用を行う者であつてその職務に関して一般に認められている専門的な知見に基づき慎重な判断を行うものが同様の状況の下で払う注意に相当する注意(第二十二条において「慎重な専門家」の注意」といふ。)を払わなければならない。

3 (略)

(中期計画の記載事項)

第二十条 管理運用法人は、中期計画に、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針
- 二 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項
- 三 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

2 前項各号に掲げる事項は、資産の管理及び運用に一般に認めら

れている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮するとともに、年

金積立金の運用が市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ、

安全かつ確実を基本とし、年金積立金の運用が特定の方法に集中せず、

かつ、厚生年金保険法第七十九条の二及び国民年金法第七十五条の

目的に適合するものでなければならぬ。

3 第一項第二号に掲げる事項は、厚生年金保険法第二条の四第一項

に規定する財政の現況及び見通し及び国民年金法第四条の三第一項

に規定する財政の現況及び見通しを勘案し、かつ、年金積立金の運用

収入の変動の可能性に留意したものでなければならぬ。

4 (略)

(積立金の管理及び運用)

第二十一条 厚生年金保険法第七十九条の三第一項の規定に基づき

寄託された積立金(以下「厚生年金積立金」といふ。)及び国民年金法第

七十六条第一項の規定に基づき寄託された積立金(以下「国民年金積

立金」といふ。)の運用は、次に掲げる方法により安全かつ効率的に行わ

れなければならない。

一～八 (略)

2 (略)

12 月 18 日 社会保障審議会年金部会【発言抜粋】

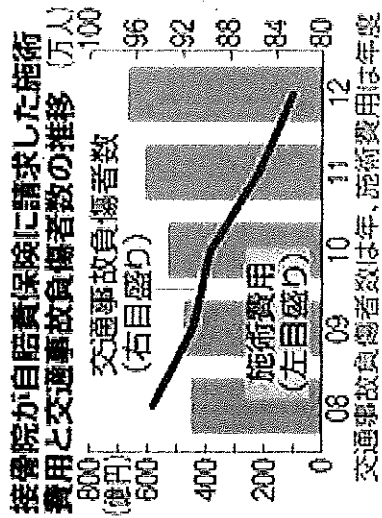
○宮本委員 今、出口委員がおっしゃったとおり、私も全く同感であります。全くそのとおりでありまして、国内債券並みのリスクというのはどういふことを指すのかということも含めて考えなければならぬと思っております。その上で例えば GPIF なのですが、保険料拠出者の意思が反映できるシステム、仕組みになっていない。要するに合議制のような、そういう仕組みになっていない、そういう機関がありません。例えば被保険者の人たち、保険料を負担している人たちの意見が反映できるような仕組みになっていない。そういう中で国内債券並みのリスクから、よりリスクをとる運用にシフトする場合は相当な根拠と説明責任が求められると思います。そのような意味でも、よりリスクをとった運用ということについては、より慎重に考えるべきで、被保険者に安心して年金掛金を負担してもらいために、国内債券並みのリスクというのは 1 つのベースとして堅持すべきであるという事を御意見として申し上げたいと思います。

自賠責 接骨院の請求急増

審査ずさん 不正横行

車を持つすべての人が加入する自動車損害賠償責任(自賠責)保険に対し、接骨院からの保険金請求が急増していることが分かった。治療費の基準がなく、請求内容の審査もずさんなため、不正請求が横行。「赤ちゃん」が腰痛を訴えたなど、現実にはありえない診断がまかり通っている。国土交通省、金融庁など関係省庁は、改善策の検討に乗り出した。▶39面■むとほる接骨院

損害保険料率算出機構、自賠責損害調査センターによれば、2012年までの5年間で、交通事故負傷者は94万人から82万人に減少。一方、12年度までの5年間で、接骨院が自賠責に請求した総施術費は452



柔道整復師

厚生労働大臣認可の国家資格。資格があれば、接骨院を開業できる。施術対象は打撲やねんざ、骨折など。急性などのけがに限り、健康保険や自賠責保険が使える。「整骨院」との名称で開業する例も多い。あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師はそれぞれ別の国家資格。

赤ちゃんが腰痛 ■半年、毎日通院

億円から613億円と、5倍に増えている。

接骨院を営む柔道整復師 11社からつくる公益社団法人・日本柔道整復師会によると、接骨院による自賠責への請求が増えた一因には交通事故患者を抱きかかるとの不正・過剰請求がある。

生後6カ月の乳児が「腰部の痛みを訴えた」とし、「歩行困難になった」と診断した▽川崎市の患者が40名、離れたさいたま市の接骨院に半年間、1日も欠かさず通院した。そうした虚偽の疑いのある請求が増え、徹底的な審査もないまま保険金が支払われている。

自賠責には健康保険のような治療費の基準がなく、接骨院や医療機関が自由に治療費を決める。診療日数の水増しのほか、治療費の過剰請求もあるという。

自賠責の保険金が野放図に使われると、保険料の値上げにつながる。自家用乗用車だと現在、3年で1台あたり3万9120円。最近では11年度に11.7%、13年度にも13.5%値上がりしている(全車種平均)。

日本損害保険協会が昨年11月、不正請求の検討会を設置。議論を踏まえ、国交省などが改善策を検討している。(浜伸也、田内康介)

朝日新聞社 無断複製転載を禁じます。 すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約によります。